

# 著作権について思うこと

図書閲覧課 谷口 甲二

## 1. ブラッドベリの「華氏451度」

- 女 「なぜ本を焼くの？」  
男 「本はガラクタだ、  
何の役にも立たない！」  
女 「危険なのに何故読む人がいるの？」  
男 「禁じられた反動だ」  
女 「なぜ禁じるの？」  
男 「本は人を不幸にする」  
女 「そう思う？」  
男 「そうさ、本は民衆を動揺させ  
反社会分子に変える」  
女 「私は反社会分子？」  
男 「さあ……」  
女 「あなた幸せ？」  
男 「……」

アメリカの幻想派 SF 作家であるブラッドベリの「華氏451度」を、フランソワ・トリフォールが映画化したビデオを見たことがあります。主人公は焚書官モンターグ。彼は当局によって、全ての「本」を出版することも読むことさえ禁じられた社会で、反体制分子が隠し持つ本を暴き出しては片っ端から火炎放射器で焼き尽くしていくのが仕事です。タイトルの華氏451度とは本に火がついて燃え出す温度のことです。本のない世界、彼はその世界の中でひたすら職務に精励し、やがて上司のおぼえもよろしくある日めでたく昇進を耳打ちされます。そしてその日の帰宅途中のモノレールの中で、一人の謎めいた女性に冒頭のような会話もちかけられます。

彼女の突きつける疑問に心を動かされた彼は、やがて見つかることを恐れながらも貪るように本を読みはじめます。そして読書によって、それまでの平板で画一的な世界から

解き放たれ、新しいものの考え方や多様な価値観への扉を開かされます。しかしその結果、身内であるはずの妻の密告によって彼は反社会分子として指弾され、今度は逆に社会から追われる立場に立たされることとなります。制服を脱ぎ捨て追手の追跡を逃れながら謎の女性に導かれるままに、やがて彼は「本の人々」の住む森へと逃れ出ます。

「本の人々」とは、圧制によって図書という形で文化を伝える事ができなくなった結果、人間一人一人の記憶そのものが本の内容を宿す媒体となって、世代から世代へ一つの作品を口伝し文化を後世に伝え残そうとする人達のコミュニティでした。そこでは一人一人がその作品の名前で呼ばれ、毎日を作品を記憶し続ける事とそれを反芻する事に使命を尽くして暮らしています。そしてまたモンターグもその一人になろうと決意するのでした。ここに描かれた世界はまことにSF的な世界ですが、自分の命が残り少ないことを知った老人が、若い少年に懸命に作品の一章一章を口授していくシーンは、ふり返って人類の文化の集積を継承していく器である図書の重要さをあらためて思い起こさせてくれます。

## 2. 文化の発展と著作権

過去の先人達が為してきた行動や経験、そして思索や総ての知的活動の記録は、多くは言葉によって記され、さらに活字となって図書として広く社会に流布されます。そしてそれは時間と空間を越えて後世への文化の伝達継承に役立ってきました。社会共有の精神的財産として記録されたものが図書であり、ま

さしく「図書は世界の記憶」であるといわれる所以です。私たちはそうした前時代の文化の蓄積の多くを図書に依存し、それを必要に応じて参照し検討を加え、比較し、組立て直し、更なる新しい知識を加えて、より広くより繊細でより深い新たな価値観の創造と文化の発展の道をめざしてきました。そうした中で記録され蓄積された知識が、かつてないほど広まりゆくことのきっかけとなったのが複製技術の進歩です。やがてオリジナルなものとそのコピーの問題は時代を下るごとに複雑なものになっていきます。

文字の発明以前の、さながら「本の人々」のような、人間の記憶力に絶対的に依存する「語り伝える文化の段階」では著作権、すなわち何かオリジナルなものをつくった人がいて、その複製物の利用について排他的に占有する権利についての意識はまったく見られませんでした。続く古代から中世に至る「書き記す文化の段階」では、著作物の複製は奴隷の労働による書写や、教会における修道士による写本作業が行われていましたが、著作権に対する意識は依然として生じていませんでした。

そして近代の印刷技術の発明という複製革命を契機として、人間の英知は「出版し広めゆく文化の段階」を切り開きます。活字の発明は原作から多くの複製物の作成を可能にし、写本より低廉で写し間違いのない印刷本の流通を促しました。そして印刷の普及は商業的な成功を得ると同時に、より多くの新たな著作者を発生させ、その一方で海賊版との闘いを引き起こすこととなります。この闘いの中から今日の著作権制度の基礎となる出版特許制度が創り出されました。

当初の著作権制度は、印刷・出版社の経済的な独占をはかるための法的保護を目的としたものでしたが、やがて創作者である著作者の権利を保護するシステムへと次第に整備され、その創作活動自体を保証するようになってきました。しかしながら著作物は、ある個人の知的活動の成果であると同時に、過去の

文化的な成果の所産といえるものです。それゆえに著作物はそれを創作した人の財産であると同時に、社会全体の財産という側面を合わせ持ちます。したがって現行の著作権制度では著作者の権利を保護を唱う一方で、「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ」、「もって文化の発展に寄与（§ 1）」することを目的としています。国のあるいは世界の文化の発展のためにも、その著作物が社会において広く活用できるよう配慮されることも重要とされています。

### 3. マルチメディアと著作権

日本の著作権法は出版というメディアの登場を契機にした著作権制度を基本的に維持してきていますが、現在においては著作権法で扱う著作物は言語や音楽・美術の著作物だけにとどまらず、写真や映画、プログラムやデータベースとその守備範囲を次第に拡大してきています。しかしマルチメディアなる新たな技術が登場するに至って、この制度は大きな見直しを迫られてきています。

文化庁「著作権審議会マルチメディア小委員会第一次報告」ではマルチメディアについて以下のように定義しています。「文字、音声、静止画、動画などの多様な表現形態の情報を統合した伝達媒体またはその利用手段で、単なる受動的利用ではなく、使用者の自由意志で情報の選択、加工、編集などができる双方向性を備えたもの」。ここからこの新しいメディアについての幾つかの特徴と著作権に係わる問題をうかがうことができます。

一つには、この多様な表現形態の情報の統合を可能にする技術としてデジタルデータ化という特徴があります。コンピュータの処理技術の飛躍的な向上に伴い文字、音声、静止画、動画などの、これまで異なる媒体を中心に伝達されてきた情報が、全てデジタル信号に置き換えられ、その結果全ての情報、全ての著作物が同一チャンネル上で扱うことが可能となりました。しかしこうした統合へと向かう技術の先行に対して、現行の著作権

法はその保護する著作物がそれぞれ独立し、個々に特有の権利が与えられるという枠組みを大きな前提としたままです。そのため、デジタル情報に置き換わった大量の素材の組み合わせは、その枠組みを横断して係ってくるために、著作物の利用許諾についての権利処理を一層煩雑なものとしてしまいます。

二つ目はインタラクティブ、つまり双方向性という特徴です。コンピュータは単なる計算機であった時代、そして情報を処理するための道具となった時代を経て、今やインターネットの隆盛を見るように、それはコミュニケーションの重要な手段へと変わってきました。電子の網の目は世界中に張り巡らされ、世界の距離的な空間は画面の中では意識されることはなくなってきています。そうしたサイバースペースの中で諸個人はマルチメディアという多彩な表現手段を得て、自身を発信源とするコミュニケーションを世界的に広げることが可能となりました。WWWの爆発的な広がり、直感的でリアルに感覚を刺激する表現手段を手に入れた、無数の表現主体が立ち現れてきたことを意味しています。

今日「出版し広める文化の段階」はその成熟の度を深め、コンピュータによるコミュニケーション革命を契機として、新しい「誰もが発信者になり感覚的に伝える文化の段階」の土壌が形成されてきています。そうした文化の中では著作物の創作過程において、他人の作成した他分野の著作物を自分の著作物と組み合わせたり、取り入れたりすることがこれまでと比較にならないほど激しく行われるようになります。そこではオリジナルなものが多い表現主体者によって、自由に編集・加工されていくことが日常的な創作行為となります。しかし、ここで著作物の改変を禁ずる同一性保持権との問題が頭をもちてきます。

#### 4. おわりに

私たちは、今既に何かである状態と、刻々に何物かに変わりつつある状態の2つの状態

を同時に経験する中に生きています。これまでの印刷された資料に新たに加わるものとしてのマルチメディアの登場は、私たちの知識の獲得の仕方を大きく変えてきています。文字でもあり、写真でもあり、映像でもあり、音声や音楽でもある情報が相互に関連し、参照しあう構造をもった表現型式は、私たちの感覚を刺激し強く魅了します。

焚書官モンタークが目を開かされた多様な価値感への扉を、今日の私達はパソコンのディスプレイの向こう側に見いだすことができます。そこにある新しい文化のさらなる創造と正しい普及のためには、著作権法の適切な運用が、大きな鍵を握っています。

#### 【参考文献】

1. 田中 敬. 図書学概論. 東京, 早川図書, 1924, p. 2.
2. 半田 正夫. 著作権法概説 [第7版]. 東京, 一粒社, 1994, p. 15-20.
3. 著作権法令研究会編. 著作権関係法令集 [平成8年版], 東京, 著作権情報センター, 1996, 461p.
4. 半田 正夫. “マルチメディア時代の著作権”. 情報化社会と法. 青山学院大学法学部編, 東京, 青山学院大学法学部, 1994, p. 554-579.
5. 北村 行夫. “マルチメディアと知的所有権”. マルチメディアが社会を変える. JICST 編. 東京, JICST, p. 125-134.